

東広島市教育委員会定例会（令和2年3月）議事録

1 日 時 令和2年3月17日（火）午後2時30分～午後5時

2 出席者

（1）教育長 津森教育長

（2）委員 渡部教育長職務代理人、坂越委員、織田委員、長嶋委員、京極委員

（3）事務局 【学校教育部】

大垣学校教育部長、直井学校教育部次長兼教育総務課長、池田学校教育部次長兼学事課長、田中教育調整監、本越学校教育部次長兼東広島北部学校給食センター所長、小川指導課長、小島青少年育成課長、垣田東広島学校給食センター所長、柴田西条学校給食センター所長、吉井安芸津学校給食センター所長、田坂教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長

【生涯学習部】

國廣生涯学習部長、鳴川生涯学習部次長兼生涯学習課長、丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長、岡田生涯学習部次長兼文化課長、諏訪黒瀬生涯学習センター長、佐々木福富生涯学習支援センター長、松浦豊栄生涯学習センター長、本越河内生涯学習支援センター長、福永生涯学習課課長補佐兼学習総務係長兼管理係長

（4）書記 奥田主査

3 場 所 北館201会議室

4 議 題

（1）報告事項

報告第13号 新型コロナウイルス感染症の対応について

報告第14号 臨時代理の報告について（県費負担教職員（管理職）の人事異動の内申について）【非公開】

報告第15号 令和2年第1回東広島市議会定例会について

報告第16号 令和元年度予算特別委員会について

報告第17号 専決処分の報告について

報告第18号 市長等の東広島市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

報告第19号 東広島市立図書館の第2期指定管理者制度の導入について

（2）議案事項

議案第6号 東広島市教育委員会会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の制定について

議案第7号 東広島市教育補助員設置規則の廃止等について

議案第8号 東広島市外国語指導助手設置規則の一部改正について

議案第9号 東広島市歴史民俗資料館管理運営規則の一部改正について

議案第10号 新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則の制定について

議案第11号 新東広島市立美術館協議会規則の制定について

議案第12号 新東広島市立美術館美術品等収集委員会規則の制定について

議案第13号 東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について

(3) その他

ア 令和元年度末辞・退職者辞令交付式について

イ 次回教育委員会定例会の日程について

開会 午後2時30分

- 津森教育長：それでは、定足数に達していますので、令和2年3月の教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、織田委員と長嶋委員でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議の進行でございますが、報告第14号は県費負担教職員の任免その他の進退について内申することとして、東広島市教育委員会会議規則第18条第1項第4号に該当するため、非公開としたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、報告第14号は非公開とすることに決定します。

また、報告第14号につきましては、関係職員のみが説明員となりますため、すべての報告、議案審議、その他の報告に続いて最後に提案させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の傍聴希望はございますか。

- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：中国新聞社記者の高橋さんがいらっしゃっています。

- 津森教育長：それでは、教育委員会傍聴人規則の注意事項を遵守していただくことを条件に傍聴を許可いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩)

- 津森教育長：傍聴人の方に申し上げます。本日の会議のうち、報告第14号は県費負担教職員の任免その他の進退について内申することとして、東広島市教育委員会会議規則第18条第1項第4号に該当するため、非公開とすることに決定いたしましたので、よろしくお願いいたします。

再開いたします。

報告第13号 新型コロナウイルス感染症の対応について

- 津森教育長：それでは、報告第13号新型コロナウイルス感染症の対応について説明をお願いいたします。

- 池田学校教育部長兼学事課長：それでは、まず報告資料の1ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の対応について、ご説明申し上げます。

1の概要についてでございます。

学校保健安全法第20条に基づいて、市立の小・中学校の臨時休業を決定したことについて報告するものでございます。

2の内容についてでございますが、学校保健安全法第20条に基づいて、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年3月2日の月曜日から令和2年3月25日水曜日までの間を臨時休業とするものです。

ただし、卒業証書の授与を行うことについてですが、中学校第3学年は令和2年3月10日、小学校第6学年は令和2年3月21日は臨時休業としません。決定年月日につきましては、令和2年2月28日で、対象は市立小・中学校でございます。

私からの説明は以上です。

- 田中教育調整監：私のほうから2点説明させていただきます。

1点目は臨時休業中の児童の受入れについてです。

2ページをご覧ください。

一斉臨時休業に当たり、2月29日土曜日に臨時小学校長会を開催し、児童の受入れについて説明をしております。

まず、該当児童ですが、いきいきこどもクラブ児童、加えて保護者が医療・福祉職にある1、2年生の児童としております。

学校による対応時間ですが、8時30分から14時で、この間は学校の管理下となります。

活動場所は、各学校で限定されています。1教室当たり20人を超えないような形で工夫をされています。活動内容は例示をしております。担当者は小学校の職員となっております。

次に、3ページをご覧ください。

小学校臨時休校時、小学校いきいきこどもクラブ受入れ児童数集計表となっております。こちらは、3月2日から3月13日までの児童の受入れ状況を表しています。現在のところ、全児童数の6%から7%の児童を受入れております。いきいきこどもクラブの児童に限定しますと、多い日で33%程度となっております。

また、保護者が医療・福祉職にある1、2年生の受入れは、わずかであると聞いております。

これまでに、児童数600人以上の学校及び受入れ児童数の多い学校を中心に訪問しましたが、大きな混乱はありませんでした。各学校で工夫を凝らし、体制を整えています。例えば、時間を区切り、ローテーションを組んで職員が対応している学校、主に担任以外の職員が対応している学校等があります。

なお、校長に聞き取りを行ったところ、むしろ学校に来ていない子がどのように過ごしているかが心配であるということでした。

学校では、特に心配な児童を中心に、今後も家庭訪問を実施する予定です。

続いて、4ページをご覧ください。

右側になります。

一斉臨時休業期間における児童・生徒の生活についてという文書を配布しております。臨時休業中にゲームセンターやカラオケボックスなどで過ごしている生徒がいたという報告を受けております。感染拡大防止の観点からも望ましくないと考え、通知文を送付したものです。現在、各学校で定期的に巡視を行っております。地域によっては、小中合同で巡視を行っております。

臨時休業中の家庭学習についてですが、メールで指示を出す、家庭訪問等をして直接渡す、学年登校日や個別登校日を設けて直接渡すなど、学校の実態に応じて取り組んでいるところです。

私からは以上です。

- 小島青少年育成課長：私からは、青少年育成課で管理運営している児童青少年センターについて、現状をご説明いたします。

3月3日から学校の臨時休業に合わせて、出入り口に消毒液の設置をしたり、小・中学生には不要不急の外出を控えるよう、声かけ等も行っていました。3月10日火曜日まで周知期間を設けて、3月11日水曜日からは教育相談以外での一般の利用を休止している状態でございます。

私からの説明は、以上でございます。

- 鳴川生涯学習部次長兼生涯学習課長：続きまして、生涯学習部が所管する施設の対応状況について、ご説明させていただきます。

資料の5ページをお願いいたします。

概要でございますけれども、東広島市新型コロナウイルス感染症対策本部において、市主催等のイベント等の取り扱いが決定されたことに伴いまして、生涯学習部が所管する施設の対応状況、取り組みについて報告、説明させていただきます。

2、内容についてでございます。

全て、東広島市新型コロナウイルス感染症対策本部の決定事項となっております。

日付順に申し上げます。

2月26日に不特定多数の大規模イベントを中止または延期にしております。また、比較的小規模なイベントにつきましても原則中止または延期という決定が行われております。期間は2月26日から3月11日まででございます。

続きまして、2月28日に学校の休業等に合わせまして、学校施設の開放についても利用を中止しております。期間は3月2日から3月25日まででございます。

あわせまして、公立図書館の閲覧スペースの利用制限、椅子をなしにするなどを行いまして、貸し出しを行っております。貸出上限を通常5冊であるものを10冊に変更し、利用者の利便性を下げないようにしております。期間は2月29日からとなっております。

続きまして、3月2日にイベント自粛に伴う施設利用料、通常前払いで払っていただいておりますけども、対象期間についてはキャンセル分を全額返すこととしております。

続きまして、3月4日に、対象期間3月11日までとされていたものを、3月31日、月末までに延期いたしました。3月9日にB&G海洋センターのトレーニングルームの使用中止を行っております。対象施設は3のとおりでございます。

- 岡田生涯学習部次長兼文化課長：文化課で所管しております博物館関係施設は資料にございません。口頭で説明させていただきます。

石井家住宅や木原家住宅などの文化財公開施設につきましては、3月末までの間、一般公開は休止をしております。ただ、子供会や小・中学生等の集団での利用の申込みがありましたら、その都度対応をする予定としております。

公開施設については以上です。

- 鳴川生涯学習部次長兼生涯学習課長：続きまして、6ページをご覧ください。市主催のイベント等について一覧表をまとめております。2月26日から3月31日までの期間に、中止、延期等の対応をしたイベントの数は88件、中止が75件、延期が10件、保留中が3件でございます。内訳については3の表のとおりでございます。

報告については以上でございます。

- 津森教育長：ありがとうございました。

ただいまの報告で、市内公立小・中学校の臨時休業の決定については、教育長に受任された事項として決定させていただきましたが、休業に至った原因は過去に前例がないことであるため、本日改めてご報告をした次第です。

ご意見、ご質問があればお願いいたします。

特にございませんか。では次に参ります。

報告第14号 臨時代理の報告について（県費負担教職員（管理職）の人事異動の内申について

【非公開】

報告第15号 令和2年第1回東広島市議会定例会について

- 津森教育長：それでは、報告第15号令和2年第1回東広島市議会定例会についての説明をお願いします。
- 大垣学校教育部長：それでは、報告第15号令和2年第1回東広島市議会定例会につきましてご報告申し上げます。

資料1ページをお願いいたします。

令和2年第1回市議会定例会は、2月12日から3月18日までの36日間の会期で行われ、このうち2月28日から3月3日までの土曜日、日曜日を除く3日間、代表質問、一般質問が行われております。

また、教育委員会関係議案につきましては、明日全て議決される見込みでございます。

2ページをお願いいたします。

一覧表でございますとおり、このたびの代表質問、一般質問では6名の方から質問をいただきました。これに対する答弁につきましては、添付をしております答弁内容のとおりでございますが、その概要につきまして説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

北林議員からは、「人づくり」を進める事業について2点の質問をいただきました。

まず1点目の、「学校運営の支援と教育内容の充実について」、本市の学校司書の増員に関する答弁でございます。文部科学省が、平成29年度から令和3年度までの計画として示している「学校図書館図書整備等5か年計画」に、「小・中学校に学校司書をおおむね1.5校に1名程度配置する」という目標が掲げられていることから、本市としては、小・中学校合わせて32名程度の配置を目指していること。

次に、1校1人以上の司書配置の可能性についてでございます。令和4年度以降の国の計画を確認して考えていくとの答弁をしております。

また、市立図書館との連携については、中央図書館に学校図書館支援センターを設置し、学習用図書セットの貸出しや学校司書からの選書、運営相談への対応などを行っており、これらの取り組みにより学校図書館の充実が図られるものと認識しているとの答弁を行っております。

2点目の「理科系教育分野等の教育内容の充実について」への答弁でございますが、来年度から小学校の新学習指導要領において、情報活用能力の育成を図るため、プログラミング教育が導入されることに伴い、本市ではこれまでに「プログラミング教育用学習ソフト」を全校のパソコン教室及び教職員用のパソコンにインストールし、ICT環境の整備を行うとともに、文部科学省作成の「プログラミング教育の概要」や、基本的な操作等を学ぶための研修教材を用いた校内研修を、今年度中に市内全ての小学校が実施し、準備を進めている。

次に、4ページをお願いいたします。

プログラミング教育における大学、研究機関との連携について、本市では本年度から実施している「科学の目育成講座」の中で、近畿大学と連携したプログラミングの講座を設け、小学校算数科における実践を行っており、今後もこうした講座のさらなる充実を図り、本市の大学や研究機関との連携とともに、企業等の出前講座等も活用しながら、プログラミング教育を初めとした理科系教育分野等の教育内容の充実に努めていくとの答弁を行っております。

続いて、5ページをお願いいたします。

同じく北林議員から「学校教育施設・生涯学習施設の環境整備について」への答弁でございます。

まず、1点目の質問の、今後の小・中学校の維持補修の対応については、平成

29年度で小・中学校の耐震化工事が終了し、中断していた大規模改造工事ができるようになり、現在、向陽中学校の校舎及び屋内運動場について実施しており、来年度には志和中学校の校舎について大規模改造工事に着手の予定である。

しかし、本市の学校教育施設の状況を見ると、床面積が200平方メートル以上の校舎及び屋内運動場の棟数は約170棟あるが、このうち建築後30年以上経過し、かつこれまで大規模改造工事を実施していないものは81棟となっている。これらの施設は既に改修の時期を迎えており、財政負担を勘案しながら早急に改修計画を策定していく必要があるが、このような状況は全国的に見ても同様で、国も各自治体に対して、中・長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を目的とした「長寿命化計画」の策定を求めており、本市としても令和2年度中にその計画を策定することとしているとの答弁を行っております。

2点目の質問の生涯学習施設の修繕の計画期間については、学校教育施設と同様に令和2年度に長期修繕計画を策定する予定であり、計画期間は設備機器などの法定耐用年数などを考慮し、20年程度を見込んでいるとの答弁を行っております。

次に、6ページをお願いいたします。

3点目の質問の生涯学習施設のトイレ洋式化については、生涯学習センター4施設において、令和2年度には50%以上となるよう準備を進めているところであり、今後も施設の利用実態やニーズに応じて、順次取り組んでいくとの答弁を行っております。

次に、7ページをお願いいたします。

続いて、岩崎議員からは、「特別なニーズに対応した教育の充実」について質問をいただきました。

1点目の質問の小・中学校の教育現場における日本語指導が必要な児童・生徒の現状と具体的な実施体制についての答弁でございます。

令和元年5月1日現在の本市における外国人児童の生徒数は、小学校が192名、中学校が65名、合わせて257名で、5年前と比べ約2倍に増加しており、日本語指導が必要な児童・生徒は小学校で約6割、中学校で約3割を占めている。こうした状況への対応として、現在、市内小学校6校に日本語指導学級を設置し、各校10名から30名程度の外国人児童が日本語指導を受けている。また、在籍人数が少ない学校には非常勤講師を配置し、週に5時間から8時間程度、日本語指導が受けられるよう措置をしているとの答弁を行っております。

2点目の質問の外国人児童支援体制において、大学や国際プラザ等の機関との連携により、教職員の負担軽減を図ることに対する答弁でございます。

現在も広島大学との連携の中で、日本語指導のサポート役として、学生ボランティアの派遣協力等を受けている。また、来年度は、市内小学校1校を拠点校として、広島大学の教授等を招聘し、専門的見地から日本語指導の方法や内容等について指導助言を受ける計画をしており、これにより日本語教育の指導法の確立を図り、学校教職員の指導への負担を軽減していきたいとの答弁を行っております。

次に、12ページをお願いいたします。

同じく岩崎議員から、「小規模高等学校による地域活性化」について、賀茂北高等学校等の小規模高等学校の地域活性化への活用について質問をいただいております。

これに対する答弁でございますが、本市には7校の県立高等学校を含む9校の高等学校があるが、特に周辺地域において人口の減少が進む中で、賀茂北高等学校を初めとする小規模高等学校は、地域における教育面のみならず、中山間地域の活性化や地域振興という面においても、欠かせない存在であると認識している。その上で、賀茂北高等学校活性化地域協議会において、次年度の事業として、同校の支援団体が学習指導と自学自習の場を設置運営していくこととされ、その初期整備費用の一部を補助する予算案を提案している。このような、高等学校を支える地域の方や高校生を含む若者の意見を聞きながら、まちづくりへの展開を図る機会を充実させていくことで、周辺地域の活性化にもつなげていきたいとの答弁を行っております。

次に、13ページをお願いいたします。

岡田議員から、「教育現場における本市のいじめの状況について」質問をいただいております。

最初に、「本市でのいじめの状況について」の答弁でございますが、近年のいじめの認知件数は、平成26年度は小・中学校合計で50件だったが、その後、毎年増え続け、平成30年度は235件と4.7倍に増加し、昨年度は過去最多となっている。これは、いじめ防止対策推進法の定義に基づき、これまで児童同士のトラブルとして扱っていたようなささいな事案もいじめとして積極的に認知し、対応した結果であると認識している。

また、市内において、教師が加害または被害となるいじめ事案の報告はなく、そのような実態はないと認識しているとの答弁を行っております。

次に、「学校だけで、あるいはマニュアルでの対応ができなくなっているケースについて」への答弁でございますが、被害または加害児童・生徒の保護者が学校の説明に納得せず、協力が得られにくいケースや、ネットいじめ等、加害児童・生徒の特定が困難な事案が生起したケースがある。また、現在のマニュアルでは、SNS等を介したいじめなどについて対応の難しい面もあることから、見直しを検討しているところであるとの答弁を行っております。

次に、「青少年の健全育成を支える環境づくりの具体的な取り組みについて」の答弁でございます。

いじめは、「どの子供にも、どの学校でも、起こり得るものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応するため、各校の「学校いじめ防止基本方針」を適宜、より実効性のあるものに見直しを行うなど、いじめ防止等の組織的な対策などをさらに推進していく。

特に、環境づくりとしては、いじめは発見することが難しいという特性があることから、児童会、生徒会が中心となって、いじめ防止の活動を行う等の児童・生徒の主体的な活動を支援してきたが、今後もさらに活動を充実させていく。

次の14ページをお願いいたします。

また、いじめの早期発見、早期対応のため、定期的、計画的なアンケート調査や個人面談を進めるとともに、いじめ発見のきっかけが本人及び当該児童・生徒の保護者からの訴えが6割近くを占めることから、学校以外の児童青少年センターの総合相談室などの相談窓口について広報に努め、広く青少年や保護者も相談しやすい体制づくりを推進し、青少年の健やかな成長を支える環境づくりの充実を図っていくとの答弁を行っております。

次に、15ページでございます。

竹川議員から、「広く社会で活躍でき、主体性と創造性を持つ人づくりについて」質問をいただきました。

答弁でございますが、文部科学省では、学校教育としてSDGsが目指す社会の担い手づくりについて、持続可能な開発のための教育、ESDとしており、新学習指導要領においても絶え間ない技術革新が進む中で、一人一人が持続可能な社会の担い手として、個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待されている。そこで、本市では、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成する事業を推進しており、その事業の一つとして、今年度から「科学の芽育成講座」を行っており、今年度は、広島大学、近畿大学、広島国際大学や企業が合わせて27の講座を準備し、小・中学校の児童・生徒1,580人が受講し、その後のアンケートで、受講した児童・生徒の90.5%が、講座を通して理科や算数・数学について興味、関心が高まったと回答している。

そのほかにも大学との連携事業として、今年度から「中学生キャンパス体験学習」を行っており、今年度は333人の中学生が広島大学、近畿大学、広島国際大学で体験学習を行った。

また、来年度から行う新規事業として、「めざせ！未来のノーベル賞・科学の芽成長プロジェクト」の実施を計画しており、このプロジェクトは科学に興味、関心の高い児童・生徒が大学等と連携しながら実験や観察を行い、理数能力の向上や創造性の育成を図ることにより、本市から優れた人材の輩出を期待した事業で、幼少期から中学生まで、幅広く児童・生徒が受講できるよう計画をしている。

今後、これらの事業をより効果のある充実した取り組みとするため、大学や研究機関、市内の企業はもとより、市外の企業も含めて連携をとる必要があると考えているとの答弁を行っております。

次に、17ページをお願いします。

田坂議員から、「公共施設の有効活用について」質問をいただいております。

答弁でございますが、教育委員会では、学校施設の現在の活用状況について、グラウンド及び屋内運動場をスポーツ開放しており、また夏祭りや消防団活動などさ

さまざまな地域行事、社会活動においても、行政財産の用途または目的を妨げない限度において利用していただいている。

また、空き教室や学校敷地内を活用して、いきいきこどもクラブを運営している学校は現時点で26校、校舎などの一部を住民自治協議会の活動の場として利用されている学校も2校あり、学校運営に支障のない範囲で現在活用していただいているが、活用に当たっては施設の構造や学校運営、また安全対策や個人情報の確保の問題など、もろもろの課題もあると考えている。そのため、学校施設の有効活用については、こうした課題を整理するとともに、地域におけるさまざまな個別事情にも配慮した上で、住民自治協議会や地域交流の拠点を設けるなどの新たな方向性についても、学校の大規模改修等にかかわらず積極的に検討していきたいと答弁を行っております。

次に、18ページをお願いいたします。

谷議員から、「住民要望の多い子供の医療費、給食費の無償化を求めることについて」質問をいただいております。

1点目の質問の、通院に係る医療費の助成制度について、その対象を小学3年生から中学3年生まで拡大することへの答弁でございますが、子供の医療費負担軽減は子育て世帯の経済的負担軽減になることも認識しているが、「安心して子育てできる環境づくり」に係る施策は、次世代に安定、継続して提供することが望ましいため、限られた財源の中で本市の財源見通しを勘案しながら、子育て支援施策の優先順位も加味しつつ検討するとの答弁を行っております。

2点目の給食費の無償化についての答弁でございます。

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化では、これまで保育料の一部に含まれていた副食費は、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、幼稚園も含め無償化の対象外となっており、また、低所得者等への対策としては、年収360万円未満相当世帯の児童と、所得にかかわらず第3子以降の児童を対象として、副食費は免除等されることとされており、本市独自の負担軽減は実施せず、国の基準に沿った運用を行っている。

また、義務教育における給食費の無償化について、学校給食法等の規定では、学校給食に要する経費のうち、食材費については保護者の負担とされているため、本市では保護者に給食費を負担していただいているが、経済的理由から負担を困難とする保護者に対しては、就学援助制度により給食費を全額補助しており、今後こうした制度の周知に努めていくとの答弁を行っております。

次に、19ページをお願いいたします。

同じく谷議員から、「未来の投資を次の世代に回すことについて」、小中一貫教育を推進するに当たり、子供一人一人に手厚い教育が受けられるよう、非正規教員の正規雇用化を求めることについて質問をいただきました。

答弁でございますが、本市としては、昨年度、教員を必要数確保できなかったという状況が生じ、教員不足の中、小学校では本来、理科や音楽などの教科において

専門的な指導を行う専科の教員を学級担任としたり、中学校では非常勤講師を措置したりするなどして、必要な授業時数を確保してきた。こうしたことから、広島県都市教育長会を通して、県教育委員会に安定的な教員採用数の確保などについて要望しているところであり、市長からも適正な教員採用及び配置を要望するなどした結果、今年度、当初においては、市内小・中学校において必要数の教員を確保することができた。今後も引き続き、県教育委員会に対して、中・長期的な視野で適正な教員採用及び配置を行うことを強く要望していくとの答弁を行っております。

次に、20ページをお願いいたします。

同じく谷議員から、「多様な性への東広島市の対応ができてきているのか」について、学校施設における多目的トイレの設置の現状と課題について質問をいただきました。

答弁でございますが、本市では大多数の小・中学校において、校舎及び屋内運動場に多目的トイレを設置しており、設置数は校舎内に86か所、屋内運動場に39か所の多目的トイレがあり、単純に学校数で割りますと、1校当たり約2.6か所の設置数となる。

最近の校舎建設における多目的トイレの整備方針としては、平成28年に施行された「障害者差別解消法」に基づき、障害のある児童・生徒への合理的配慮として、各フロアに男女のトイレに併設して多目的トイレを設置することとしており、今後も新たに増築する場合はもちろん、スペースが確保できれば、大規模改造等の機会をとらえ、多目的トイレの整備を進めていきたいと答弁を行っております。

次に、21ページをお願いいたします。

同じく谷議員から、「学業途上の妊娠への対応について」質問をいただきました。

まず1点目の、小・中学校での具体的な取り組みについての答弁でございますが、各小・中学校においては、体育科、保健体育科などの関連する教科、特別活動等において、心身の発育、発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身につけること、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを重視しながら「性に関する指導」を行っているとの答弁を行っております。

次に2点目の、仮に生徒が妊娠した場合の精神的ケアや復帰支援についての答弁でございますが、通院や体調不良に伴う欠席による学業の遅れ、家族や友人との関係など精神的な不安が想定されることから、その健康管理とともに精神的なケアが大切になってくる。そのため、学校では、福祉部局との連携の中で、母体の保護を最優先としつつ、さまざまな悩みや不安について、保護者連携と家庭訪問などの相談支援を継続的、定期的に行っており、最終的には保護者と本人の意思を基本としつつ、出産後も含め、保健師や専門相談員が相談に応じるとともに、学校においては補充学習やカウンセリングなどの総合的な進路指導を行うことで、生徒本人の学業の継続を支援していく必要があるものと認識しているとの答弁を行っております。

す。

学校教育関係につきましては以上でございます。

- 國廣生涯学習部長：引き続き、生涯学習関係の概要につきまして報告いたします。
資料の8ページをお願いいたします。

岩崎議員から、第5次東広島市総合計画についてのうち、健康づくりに対する各種のポイントについて質問をいただきました。

本市において、40歳以上を対象に、元気輝きポイント制度が創設され、対象の活動のうち、いきいき健康づくり施設の利用について、ポイント付与の対象が65歳以上にもかかわらず、河内パークゴルフ場や福富パークゴルフ場等の使用料の減免対象が70歳以上となっており、利用者に混乱が生じている。市民がスポーツを推進する上で、施設利用料の減免制度も65歳以上の拡充をする必要があると思うが、市の見解を問う、また、いきいき健康づくり施設として運動公園を指定されており、同様の状況であるならば改善が必要であると思うが、市の見解を問う、の答弁でございますが、元気輝きポイント制度は市民の健康寿命の延伸を目指して、1年間取り組んだ活動のポイントにより報償金を支給する制度で、40歳以上の市民の方を対象にしております。65歳以上の方は介護予防等の活動として市が指定するいきいき健康づくり施設を個人利用された場合に1回につき1ポイントを付与することとしております。

このいきいき健康づくり施設の中で、高齢者を対象とした減免制度を行っている施設は、河内、福富パークゴルフ場の2施設だけで、河内パークゴルフ場については平成8年9月から、福富パークゴルフ場については平成22年9月から、どちらも70歳以上の方が利用された場合には、ポイント利用に合わせて利用料の半額を減免しており、この減免年齢を70歳以上としているのは旧町時代の制度を引き継いだもので、引き続き70歳以上として今後も多くの方にパークゴルフを楽しんでいただきたいと思っている。

そのほかにも、東広島運動公園、黒瀬屋内プール、黒瀬B&G海洋センタープールなどがあるが、高齢者の減免の制度を設けていないことの答弁を行っております。

9ページをお願いいたします。

岩崎議員からは、東広島市スポーツ推進計画について4つの質問をいただきました。

まず1点目の、以前の計画との変更、アンケート結果からの展望についての答弁でございますが、平成19年3月に策定した以前の東広島市スポーツ振興計画では、「いつでも・どこでも・だれもが楽しめる生涯スポーツ社会の実現」を基本理念に掲げておりましたが、この計画においては「スポーツで地域をつくるまち東広島」を基本理念に掲げ、全計画の基本理念で掲げていました「いつでも・どこでも・だれでも」に、新たに「スポーツで地域づくり」の視点を加えたものを現計画の基本的な方向性として設置しました。

また、現計画策定時のアンケート調査では、運動やスポーツに対して、すること、見ることを含め好きと回答した人は約9割を占め、スポーツへの市民の関心の高さがうかがえるものの、現在スポーツをしてない人のうち、今後スポーツを始めたい人は約4割にとどまっているところで、運動、スポーツをしている理由として、健康、体力づくりのためが7割強で最も高く、具体的に取り組んでいる運動、スポーツはウォーキング、散歩が突出して多く、続いてラジオ体操、太極拳などの体操、釣り、登山などのアウトドアが上位を占め、今後取り組みたい運動、スポーツも同様であるとの答弁を行っています。

10ページをお願いします。

次に2点目の、スポーツ振興にはどのようなことが必要かについての答弁でございますが、このアンケートにおいて、将来、東広島市のスポーツ振興に関して重要と思うことについて尋ねており、身近なところで気軽に使える公共施設を整備するや、スポーツ施設や気軽に参加できるスポーツ行事、教室の情報提供を積極的に行うという回答が多くあったところで、このため、本市としては、スポーツに関する情報提供に努めるだけでなく、地域づくり推進交付金を介して、住民自治協議会でスポーツを活用した交流会やウォーキングイベント等の実施をお願いするとともに、スポーツ推進員による指導やコミュニティー健康運動パートナーによる参加の働きかけなど、身近な地域で参加しやすいスポーツの普及に取り組んでまいりたいと考えているとの答弁を行っています。

次に3点目の、幼児期間の運動、競技スポーツの振興及び障害者スポーツの促進に必要な指導者と施設の充実度についての答弁でございますが、幼児期間の遊びを通して、楽しみながら体を動かし、多様な動きの獲得や運動習慣の時間を培うことはとても重要であるにとらえ、令和2年度から市内の幼稚園、保育所、小学校が連携して行う取り組みの一つとして、コーディネーショントレーニングの導入、そのための指導者研修会を実施し、各園、所において展開すると考えております。

競技スポーツの指導者の充実については、東広島市体育協会への助成を通じて、各加盟団体による講習会等の指導者養成を支援し、バレーボール、リレー、スナックゴルフなど、全国大会での上位入賞と活躍するチームも生まれており、これからは選手だけでなく、指導者の皆さんの熱意と指導力によることが大きいものと考えております。

障害者スポーツの促進については、市内にある広島県障害者スポーツ協会と連携し、本市スポーツ推進員が広島県障害者スポーツ協会のスポーツ体験会に参加し、パラリンピック競技の技術などの習得にも取り組んでいる。器具を含めた施設の充実度については、市で管理しているグラウンド、体育館と、プールやパークゴルフ場などのそれぞれの施設において一般的なスポーツに対応できる器具を整備しているところで、障害者が使用する専用器具については、以前黒瀬屋内プールにプール用車椅子の要望に応え整備した事例もあるように、具体的な要望に応じて、広島県障害者リハビリテーションセンターのスポーツ交流センターおりづるなどと連携し

て取り組んでいきたいと考えているとの答弁を行っております。

最後に4点目、スポーツ観戦についての考えを問うについての答弁でございますが、プロスポーツを初めとしたトップアスリートの試合を直接観戦することは、その競技の迫力を身近に感じられるだけでなく、大きな感動では活力がもたらされ、市民のスポーツに対する意識が高まり、ひいては競技人口の拡大等に好影響を与えるものと考えている。

現在、本市の運動公園では、東広島市体育協会加盟団体がかかわる中で、プロバスケットボールの試合や、11ページをお願いします。

バレーボールのトップリーグの試合が行われ、多くの市民が観戦しており、スポーツでの関心や意欲の向上を図っているところであります。

今年度は東京2020オリンピック・パラリンピックの開催年であり、来年度においては引き続き錦織選手などの事前合宿の受入れやオリンピック聖火リレー、パラリンピック聖火採火式の実施を予定しているところで、こうしたオリンピック・パラリンピックの機運の盛り上げにも寄与する中で、市民がスポーツに親しむきっかけづくりに努めてまいりたいと考えているとの答弁を行っております。

報告第15号令和2年第1回東広島市市議会定例会についての報告は以上でございます。

○ 津森教育長：ありがとうございました。

ご意見、ご質問があればお願いいたします。

○ 京極委員：15ページのところの科学の芽の育成講座であるとか、めざせ！未来のノーベル賞の事業実施の概要を教えてくださいませんか。

○ 小川指導課長：めざせ！未来のノーベル賞・科学の芽成長プロジェクトの実施ということで、3つのコースに分けて実施することを考えております。

1つは、上級コースということで、市内の市立の小学校の高学年または中学生を対象に、本格的なチームに分かれて研究ということで、大学の先生や理科の専門家のコーディネーターの指導によって、チームを組んで本格的な研究をしていくということを考えております。また、科学の甲子園ジュニアということで、八本松の教育センターで実施される、そういった科学の甲子園を目指して、そのジュニア大会ということで、実技それからペーパーテスト、他校との交流、そういったことも計画をしております。

続きまして、中級コースということで、これは小学校の中、高学年児童を対象に実施しております。ここで特徴的なものとしたしましては、東広島のサイエンスツアー、これは、科学に対する興味、関心を高めるということで、市内のさまざまな場所を巡って、幅広く科学について知っていくというか、興味、関心を広げていくということを考えております。

そして、初級コースということで、これは小学校の低学年の児童、そして親子ということで、親のほうに参加するというのがポイントでございます。科学の興味、関心を家庭教育へも広げていくという、そういった上級、中級、初級コース、

幅広く受講できる講座ということで、学校のほうへ投げかけていきたいと考えております。

- 京極委員：人数は、大体どれくらいですか。
- 小川指導課長：上級コースが20名、中級コースが40名、初級コースが20名、親子の20組と考えております。
- 津森教育長：よろしいですか。
- 渡部教育長職務代理者：今のことと関連して、科学という非常に範囲が広いと思うんですけども、私に関心を持ってやっております「スポーツ科学」というのがあります。スポーツ科学というのは、理科の力学に関係しますし、子供の興味、関心というのは、非常にスポーツと関係があるんです。実は、長野オリンピックも広島大学が中心になって、I O Cのスポーツサイエンスエデュケーションというプロジェクトをいたしました。全国の大学の先生あるいはスペシャルな先生方に、それぞれの健康問題とかあるいは障害者のスポーツとか、30くらいの項目でそういうことをやったこともございます。長野市の小学校、中学校、それからオリンピックの会場で、そういうパネルをまとめて展示をしたり、そういった経験から、こういう科学教育の中で、少しスポーツサイエンス、こちらも視野に入れていただければというふうに思います。
- 小川指導課長：わかりました。
- 津森教育長：ありがとうございました。
ほかにいかがですか。
- 渡部教育長職務代理者：9ページのところで、「いつでも、どこでも、だれでも」ということから、今度はスポーツで地域をつくるという、これは大変魅力的なことだと思いますし、大変なことだと思うんですが、こうなりますと地域をつくるというイメージが余りよくわかりません。当然地域となれば住民自治協議会とかそういったところとの連携、それはイメージとして私は思うんですけども、そういう組織的な連携といいますか、そういうものを考えているんでしょうか。
- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ推進課長：スポーツと地元とのかかわりですが、地域でつくる町というのはやはり目的が、スポーツで活動したら地域も元気になるというような、それぞれいろんなところへつながっていくというようなイメージで考えています。
地域とスポーツ振興とのかかわりにつきましては、一番分かりやすいのが市民スポーツ大会、これが各小学校区体育振興会を中心として練習をして参加していただく。それぞれの地域の中でウォーキングイベントを実施していただいたり、グラウンドゴルフ大会を行ったりとか、ペタンクであるとかといった、そういったものをどんどん普及して行って、スポーツを活用して地域が元気になっていくというようなことをイメージして、実施に向けて取り組んでいくということです。
- 渡部教育長職務代理者：つまり、特定の町のどこそこっていう地域、つまり地域センターとか、そういった、先ほど言いましたように本市では住民自治会ですか、そう

いうところが一つまとまりになりますので、そういうところの地域ということなのか、どうですか。つまり、地域の元気っていうのは地域をつくるということですよ。スポーツのことですから、健康づくりとか大事で、それと仲間が増える、そういうことで、すごく大事なことだと思うんですけども、具体的なイメージをもう少し教えていただければなと思ったんですけど。

- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長：地域等のとらえ方が、住民自治協議会を単位としてとらえるか、あるいは、1つの地域して考えるのかというような部分があります。小さいところからどんどん広げていって、大きな町へ、例えば河内の場合、入野地域のスポーツ振興、河内地区全体、あるいはそれがさらに広がって行って、北部地域、そういうところまで広がって行って、地域の中で発展的にスポーツを活用した交流事業というようなものにつながっていけば、理想的な形につながっていくのではないかとこのように考えています。
- 渡部教育長職務代理者：今、本市のスポーツ振興課でかかわっている分では、コミュニティー健康運動パートナーの育成で、それは各住民自治協議会、47の新しい協議会が始まったんですか。そこから推薦してもらって、そしてその地域で、スポーツで皆さん仲よくしようとか、あるいは健康づくりしましょうという、そういうリーダーを今育成されていますよね。それとこれらと結びつくのかなと思ったのは、必ずしもそうではないんですか。
- 丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長：全く結びつかないということではないと思っております。健康のパートナーが地域に出向いて、小さいところからスポーツを紹介する、あるいは健康運動とか、あるいは誰でも取り組めるスポーツをいろいろ指導する、呼びかけて増やしていく、そういった仲間も広がっていくというようなイメージにしております。ですから、これを発展的に、隣の自治協とのいろんなスポーツイベントに関する交流会を設けるとかというようなことまで発展していけば非常にいい方向性を示せていけるのではないかと思います。
- 渡部教育長職務代理者：ありがとうございました。
- 津森教育長：その辺りの具体的な動きに注目をしていきたいと思っております。
そのほか、よろしいでしょうか。
次へまいります。

報告第16号 令和元年度予算特別委員会について

- 津森教育長：報告第16号令和元年度予算特別委員会について、説明をお願いします。
- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：報告第16号令和元年度予算特別委員会についてご報告申し上げます。

令和元年度予算特別委員会の審査につきましては、令和2年2月12日から3月16日までの日程で行われ、教育委員会関係分審査につきましては2月20日に第1回目、3月9日に第2回目が行われまして、また総括質疑、採決については昨日16日に行われ、明日18日に議案審議が行われることとなっております。

教育委員会関係の主な予算配分につきましては、先月2月の定例会でご説明させていただいたところでございますけども、予算特別委員会での主な質問、答弁につきましては、別冊についております資料のとおりです。

本日は、個別の説明については割愛させていただきますけども、2ページから6ページまでが学校教育部、7ページから10ページまでが生涯学習部関係にそれぞれ分けて掲載のほうをしておりますので、ご参照いただければと思います。

報告第16号令和元年度予算特別委員会につきましては以上でございます。

- 津森教育長：何かありましたらお願いいたします。
- 渡部教育長職務代理者：7ページの下から2番目の枠の中に、老いの教育というのがあります。私、前に、この老いの教育のことで、老いの名前をこれでいいのかと、聞いたんですね。

この中で、老いの教育の事業名の変更があると書いてあるんですけど、この変更があるかっていう質問の意味はどうでしょうか。この老いという名前がこれでいいのかっていう話なのか、また別な意味なのか。気になったものですから。

- 鳴川生涯学習部次長兼生涯学習課長：イメージが少しなじまない方もおられるというご質問で、おっしゃったご質問のとおりでございます。名前の変更は、考えさせていただきます。
- 津森教育長：そのほかに何か気になるところはございますか。
よろしいですか。
それでは、次に行きます。

報告第17号 専決処分の報告について

- 津森教育長：報告第17号専決処分の報告について、説明をお願いします。
- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：報告第17号専決処分の報告について、資料の22ページをお願いいたします。

損害賠償の額を定めたことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2号の規定により報告をするものでございます。

専決処分の内容でございますけども、損害賠償の額が16万7,630円、債権者については記載のとおりでございます。専決処分年月日は令和2年3月4日でございます。

23ページをお願いいたします。

報告理由にございますように、令和2年1月8日、中央中学校において、校庭に設置していた防球ネットが強風により倒れ、隣接する職員用の駐車場に駐車していた小型自動車の後部等に当たり損傷をしたものでございます。

続いて、24ページをお願いいたします。

同じく専決処分をしたことについての報告でございます。

専決処分の内容は、損害賠償額は4万8,675円、債権者は記載のとおりで、専決処分年月日は同じく令和2年3月4日でございます。

25ページをお願いします。

これにつきましては、先ほどの案件と同様で、令和2年1月8日、中央中学校において、校庭に設置していた防球ネットが強風により倒れ、先ほどの案件の車両から、これは6台右側に駐車していた普通乗用車でありますけども、その自動車がポールに当たり損傷をしたものでございます。

今回の件におきまして、学校側のほうへは強風など、天候状況を見、危険性が見込まれる場合にはネットを倒すこと、また現在は職員駐車場の位置を、今回のこの場所から少し下げた場所のほうへ変更をしております、再発防止に向けて必要な措置をお願いしているところでございます。

報告第17号専決処分の報告についての説明は以上でございます。

- 津森教育長：ただいまのことにつきまして、質問はございますか。

よろしいでしょうか。

報告第18号 市長等の東広島市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

- 津森教育長：それでは、報告第18号市長等の東広島市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、説明をお願いします。
- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：報告第18号市長等の東広島市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてご報告申し上げます。

1、内容でございます。

地方自治法の一部改正により、地方公共団体の長等が当該地方公共団体に対して損害賠償責任を負う場合において、見直しが行われたことに合わせて、市長等が市に対して損害賠償を負う場合におけるその一部の免責について必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

具体的に申し上げますと、例えば住民訴訟などにおいて、市長等に多額の損害賠償が命じられた場合、現行法では善意でかつ重大な過失がない場合であっても全額個人負担となる可能性がございましたけども、今回の改正により、賠償金額に上限を設けることとして、善意でかつ重大な過失がない場合については、上限額以外は免責するということを定めるものでございます。

2、改正の内容でございますが、市長等がその処分を行うことにつき、善意でかつ重大な過失がない場合において、市長等の区分に応じて負担額を一定額に限定し、それ以外を免責することとして、その負担額、負担する上限額についてこのとおりに規定するものでございます。

4、施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

報告第18号についての説明は以上でございます。

- 津森教育長：このことにつきましてはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次にまいります。

報告第19号 東広島市立図書館の第2期指定管理者制度の導入について

- 津森教育長：報告第19号東広島市立図書館の第2期指定管理者制度の導入について、説明をお願いします。
 - 鳴川生涯学習部次長兼生涯学習課長：それでは、報告第19号東広島市立図書館の第2期指定管理者制度の導入についてご報告申し上げます。
 - 1、導入の内容でございますけれども、東広島市立図書館の管理運営業務を効率的かつ効果的に行うとともに、市民サービスのさらなる向上を図るため、東広島市立図書館、全7館を一括して管理する指定管理者を広く公募の方法により募るものでございます。
 - 2、施設の概要でございます。
 - (1)対象施設でございますが、東広島市内にあります市立図書館全7館でございます。表のとおり、施設の名称7館とその施設の概要の床面積、図書数、あと今働いておられる方の職員数を記載してございます。
 - (2)根拠規定でございますけれども、東広島市図書館設置及び管理条例に基づくものでございます。
 - (3)現時点会社は株式会社図書館流通センターでございます。指定期間は、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間でございます。
 - 引き続きまして、3の公募の概要でございます。
 - (1)スケジュールにつきましては表のとおりで、4月から公募要項及び仕様書のウェブの公開を始め、公募の手続をしまして、一番下の9月の末に指定管理者を指定する手続で進めようと考えているところでございます。
 - (2)第2期の指定管理期間でございますけれども、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。
- 報告第19号東広島市立図書館の第2期指定管理者制度の導入についての報告は以上でございます。
- 津森教育長：ただいまの報告について、ご意見、ご質問がありましたらお伺いいたします。
 - よろしいですか。
 - それでは、議案の審議に移りたいと思います。

議案第6号 東広島市教育委員会会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の制定について

- 津森教育長：議案第6号東広島市教育委員会会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の制定についてを議題といたします。
 - 議案の説明をお願いいたします。
- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：議案第6号東広島市教育委員会会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の制定についてご説明を申し上げます。

1、提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、その任用に関して必要な事項を定めるものでございます。

制定の案につきましては、3ページをお願いします。

東広島市教育委員会会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則として、第1条趣旨といたしまして、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関して必要な事項を定めるもので、第2条から次のページ、第12条までについて選考後、採用の方向でありますとか、選考の方法、手続、期間等の必要な事項を定めるものでございます。

施行期日については、令和2年4月1日でございます。

議案第6号については、説明は以上でございます。

- 津森教育長：このことについて、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。ごさいませんか。なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第7号 東広島市教育補助員設置規則の廃止等について

- 津森教育長：続いて、議案第7号東広島市教育補助員設置規則の廃止等についてを議題といたします。議案の説明をお願いいたします。
- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：議案第7号東広島市教育補助員設置規則を廃止する等の規則について、1、提案理由でございますけれども、これも会計年度任用職員の創設に伴っての改正になりますけれども、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、特別職の任用及び臨時的任用が厳格化され、一般職の会計年度任用職員の任用等に関する政府の明確化が図られたことにより、所要の規定の整備を行うことと、またあわせて今回の会計年度任用職員の創設に伴い、これまでの東広島市教育補助員設置規則及び東広島市教育委員会非常勤職員設置規則について廃止をするものでございます。

具体的な内容につきましては、4ページ以下になります。

第1条として、会計年度任用職員制度の創設に伴い、東広島市教育補助員設置規則及び東広島市教育委員会非常勤職員設置規則については廃止をするもので、また第2条以下になりますけれども、東広島市スポーツ推進委員に関する規則、また東広島市学校給食センター管理運営規則、東広島市教育委員会職の設置に関する規則、東広島市学校産業医及び保健管理医に関する規則などについて所要の規定の整備を行うこととしております。

8ページから以降については、新旧対照表を記載していますので、ご参照いただければと思います。

施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

議案第7号につきましてはの説明は以上でございます。

- 津森教育長：これについて、ご意見、ご質問がございますでしょうか。
よろしいですか。
原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。
それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第8号 東広島市外国語指導助手設置規則の一部改正について

- 津森教育長：次に、議案第8号東広島市外国語指導助手設置規則の一部改正についてを議題といたします。議案の説明をお願いいたします。
- 小川指導課長：別冊の8ページ、議案第8号東広島市外国語指導助手設置規則の一部改正についてでございます。
1の提案理由でございます。
令和2年度より外国語指導助手が非常勤特別職から会計年度任用職員へ移行するに当たり、現行の規則の一部を改正する必要があるため、この議案を提出するものでございます。
3の施行期日は、令和2年4月1日でございます。
それでは、7ページをご覧ください。
ちょっと小さい字ではございますが、新旧対照表がございますので、そこで簡単に説明をいたします。
第4条の任用期間でございますが、入国した翌日、7月から8月、それぞれALTによって少しずつ違うんですが、入国した日の翌日から翌年3月31日まで、これを前半任用期間に、そして4月1日から入国した日までを後半任用期間と区分されます。
条件付きの採用となります。
そのほかといたしましては、介護休暇であるとか育児休業を取得できることが主な変更点でございます。
以上でございます。
- 津森教育長：ALTに関する改正でございますが、ご意見、ご質問がございますでしょうか。
よろしいですか。
それでは、原案のとおり可決することとしてよろしいですか。
それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第9号 東広島市歴史民俗資料館管理運営規則の一部改正について

- 津森教育長：続いて、議案第9号東広島市歴史民俗資料館管理運営規則の一部改正についてを議題といたします。議案の説明をお願いいたします。
- 岡田生涯学習部次長兼文化課長：それでは、議案第9号東広島市歴史民俗資料館管理運営規則の一部改正について、ご説明申し上げます。
東広島市歴史民俗資料館のうち、八本松歴史民俗資料館はその管理運営上、開館

日と開館時間を八本松にある現東広島市立美術館と同一としておりました。しかし、美術館の移転に伴いまして、4月1日から八本松の美術館に常駐職員を配置しなくなることから、現美術館での管理運営、いわゆる日常業務としての鍵の開け閉めができなくなります。そこで管理運営を文化課で行うこととし、開館日時を他の歴史民俗資料館と同じく、職員の通常勤務時間にそろえることとするため、この議案を提出するものです。

項番2の改正案は、後ほど説明します。

項番3の施行日は、令和2年4月1日からです。

2ページ飛びまして、新旧対照表のほうをご覧ください。

改正案の内容を説明させていただきます。

向かって左側の枠が改正後、向かって右の枠が改正前でございます。

まず、向かって右側の枠の改正前、旧をご覧ください。

第3条の第1号、表示上は(1)となっておりますが、ここにございますとおり、従前は資料館の休館日は、三永歴史民俗資料館及び安芸津歴史民俗資料館にあつては土曜日、日曜日、国民の祝日、そして八本松歴史民俗資料館にあつては月曜日としておりました。

次に、左の枠、改正後の新をご覧ください。

改正後の第3条第1号、表示上(1)となっております。3館とも土日を休館とします。

資料にございませませんが、少し詳しく説明しますと、現在、本市には美術館以外の博物館、博物館相当施設、博物館類似施設は10か所、歴史文化を展示公開する施設がございます。このうち、広大博物館を除く市の施設は9つございます。9つの施設のうちには、旧木原家や旧石井家住宅のように文化財公開施設もありますが、歴史民俗資料を展示している施設としましては5館ございます。このうち、豊栄の安宿、河内の宇山の地域センター内の併設施設を除き、単独で公開している施設が3館ございます。それが、この八本松歴史民俗資料館、茅葺屋根の三永歴史民俗資料館、そして三浦仙三郎関係の指定文化財を展示する安芸津歴史民俗資料館です。この3つの施設を今回改正する「東広島市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例」で一括して管理しております。

3館のうち、三永の歴史民俗資料館は三永小学校に、安芸津の歴史民俗資料館は安芸津支所に管理をお願いしていることから、もともとこの2館は公開カレンダーが通常市の職員の勤務日と一致しておりました。しかし、美術館は通常月曜日が休館、土日開館ですので、八本松歴史民俗資料館だけ休館日が市職員の勤務日と一致しておりませんでした。それを今回そろえるものでございます。

資料にございませませんが、実質的な八本松歴史民俗資料館の公開手法としましては、市に事前に申込みをいただき、職員が勤務時間の中で対応をするという予定にしております。

説明は以上でございます。

- 津森教育長：ご意見、ご質問があればお願いいたします。
なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。
それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第10号 新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則の
制定について

- 津森教育長：では、議案第10号新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則の制定についてを議題といたします。議案の説明をお願いいたします。
- 岡田生涯学習部次長兼文化課長：では、議案第10号新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則の制定についてご説明をいたします。

項番1の提案理由でございます。

新東広島市立美術館の開館日を調整することができたことから、新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例の施行期日を令和2年11月3日とすることを教育委員会定例会にご提案するものでございます。

この件につきましては、経緯と制定の理由について少し詳しく説明いたします。資料にはございません。口頭ですいませんが説明させていただきます。

新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例は、昨年度、平成31年1月24日に教育委員会定例会で市議会に提案することを同意いただき、同平成31年2月27日の市議会で議決いただいております。

この時点では、平成31年4月から指定管理者を公募するために必要となる条例の制定を行ったものですから、開館日はまだ定まっておりましたので、条例の施行日は別に定めることとしておりました。正確には令和3年3月31日までの間で、教育委員会で定めることとしておりました。

その後、開館日を令和2年11月3日の文化の日とし、開館記念特別展などの説明を行ってまいりました。

また、今年に入りまして、先月1月の定例教育委員会で同条例の改正の市議会への提案は同意いただきました。

改正の内容は、観覧料の設定や新美術館の附属機関の設置を条例に追加することに加えまして、現在、現時点では市内に2つある市立美術館のうち、八本松の現美術館を10月末で閉館し、そのことで市内の美術館が1つになることから、新たに竣工した新東広島市立美術館の正式名称から新を削除して、11月1日からは、新東広島市立美術館から東広島市立美術館に変わるという流れを盛り込んだ改正でございました。

この議案が先月の2月27日の議会で議決いただきましたことから、正式に同条例の施行日を11月3日とするということの規則を制定しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

- 津森教育長：ただいまの説明について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。
よろしいですか。
なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。
それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第11号 新東広島市立美術館協議会規則の制定について

- 津森教育長：議案第11号新東広島市立美術館協議会規則の制定についてを議題といたします。議案の説明をお願いいたします。
- 岡田生涯学習部次長兼文化課長：それでは、議案第11号「新東広島市立美術館協議会規則の制定について」ご説明を申し上げます。

まず、項番1の提案理由でございますが、新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例に基づいて設置する、新東広島市立美術館協議会について必要な事項を定めようとするものでございます。

なお、美術館協議会は上位法でございます博物館法に定められたもので、博物館法第20条に、「公立博物館に、博物館協議会を置くことができる」との規定に基づいて設置するものでございます。

ちなみに、美術館という施設は法的にはございませんで、博物館のうち芸術に関する資料を収集保管、調査、公開する施設でございます。

次に、項番2の規則の内容でございますが、美術館協議会の所掌事務、会長や副会長に関する組織、また協議会の運営に関しまして、必要な事項を定めるものでございます。

所掌事務につきましては、美術館の運営に関して、美術館長の諮問に応じて意見を述べるものでございます。

なお、通常、附属機関は、市長または教育委員会の諮問に応ずるのが一般的でございますが、この協議会に限り、博物館法で、「博物館の運営に関し館長の諮問に応ずる」こととなっていることから、館長の諮問に応じて意見を述べるとしているものでございます。

3の施行期日ですが、令和2年4月1日の施行となります。

説明は以上です。

- 津森教育長：ご意見、ご質問はございますか。
よろしいでしょうか。
原案のとおり可決することとしてよろしいですか。
それでは、提案のとおり決定をいたします。

議案第12号 新東広島市立美術館美術品等収集委員会規則の制定について

- 津森教育長：続いて、議案第12号新東広島市立美術館美術品等収集委員会規則の制定についてを議題といたします。議案の説明をお願いいたします。
- 岡田生涯学習部次長兼文化課長：続きまして、議案第12号、先ほどの続きになります

「新東広島市立美術館美術品等収集委員会規則の制定について」ご説明を申し上げます。

項番1の提案理由でございます。

新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例に基づいて設置します、新東広島市立美術館美術品等収集委員会について必要な事項を定めようとするものでございます。

収集委員会とは、美術館の美術品等の収集に関する事項を審議するもので、本市の市立美術館の収集方針を専門的な見地から提言するとともに、購入、寄附、寄託のいずれかの手段で美術館が美術品を収集するに際しまして、その真贋を確認し、また価格の妥当性などについて審議を行い、教育委員会に対して意見を述べるものでございます。

項番2の規則の内容でございますが、収集委員会の所掌事務、委員長や副委員長に関する組織、また収集委員会の運営に関しまして必要な事項を定めるものでございます。

項番3の施行期日は、令和2年4月1日の施行となります。

説明は以上です。

- 津森教育長：ただいまの議案第12号につきまして、ご意見、ご質問はございますか。なければ、原案のとおり可決させていただきたいと思いますがよろしいですか。それでは提案のとおり決定いたします。

議案第13号 東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について

- 岡田生涯学習部次長兼文化課長：追加提案をしたいので、追加議案を提示させていただきます。
- 津森教育長：ただいま追加提案がございましたが、事務局からの説明を受けてもよろしいでしょうか。
それでは、特に異論がないようでございますので、説明をお願いします。
- 岡田生涯学習部次長兼文化課長：議案第13号東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について説明させていただきます。

これは、先ほど議案第10号で新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則の制定について議決いただきましたので、それに基づいて追加議案としてご説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページでございます。

項番1の提案理由でございます。

新たに建設いたしました東広島市立美術館の業務の範囲及び管理運営に関しまして必要な事項を定めるため、東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の案を提出するものでございます。

項番2の規則の内容でございます。

(1)の指定管理者の業務に関しましては、条例に規定する美術館が行う業務のう

ち、企画展や講演会、講座等につきまして、指定管理者が担う業務のうち、条例に定義されていない事項を記載しております。

次に、(3)使用の許可の申請でございます。

1 ページめくっていただきます。

美術館の施設を使用する場合は、貸し館でございますが、申請書を提出していただきます。ただし、申請書の受付期間は各施設によって異なっております。各施設の受付期間は表のとおりとなっております。

アートギャラリーは、作品の製作期間等も考慮し、くらの市民ギャラリーとも合わせまして12か月前からとなっております。

アートスペースにつきましては、基本的には学芸員が企画展の際にワークショップや講座等で使用しますが、それに使用しない、開いてる日につきましては、市民の皆様へ貸し館をいたします。創作室として使用する場合は6か月前から、ギャラリーとして使用する場合は3か月前から、会議室として使用する場合は1か月前からとなっております。

次に、(5)の使用期間につきましても、各施設によって使用期間が異なっておりまして、各施設の使用期間は表のとおりとなっております。

次に、(6)の観覧料の減免でございます。

観覧料を減額または免除できる範囲をアからクまでの区間で記載をしております。

まず、アでございますが、教育委員会または指定管理者が主催または共催する行事の関係者とあります。具体的には、企画展等のオープニングイベントの後に、そのまま列席者に企画展に入らせていただいて、ご覧いただく際、観覧料をいただきませんので、これは減免ということを想定しております。

また、イからカまでにつきましては、75歳以上の高齢者や身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその介護者の観覧料を免除するものでございます。

キにつきましては、保育または教育の一環として児童等が観覧する場合に、引率する保育士や教職員の先生方の観覧料を免除するものでございます。

この資料にございませんが、この新美術館条例では、招待券という制度がございます。招待券は減免ではなく無料券として取り扱うものとなっております。今回の減免は、一般的な招待券以外の取扱いを規定したものでございます。

3 ページをお願いします。

(7)の使用料の減免です。

(7)につきましては、施設の使用料は減免でございます。先ほどの美術館の貸出し施設の使用料を減免できる場合は、市、教育委員会または指定管理者が主催または共催する事業のために使用する場合のみとなっております。

次に、項番3の施行日でございますが、施行日は美術館の開館日であります令和2年11月3日でございます。ただし、観覧券等の交付や施設の使用料の減免等に関

する事務手続の行為は、施行の日よりも前においても行うことができることとしております。

説明は以上でございます。

- 津森教育長：追加議案でございました。

このことについて、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

ないようでしたら、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

以上で議案については終了いたしました。

その他ア 令和元年度末辞・退職者辞令交付式について

- 津森教育長：その他に移りたいと思います。その他ア、令和元年度末辞・退職者辞令交付式について、説明をお願いします。

- 池田学校教育部次長兼学事課長：それでは、その他の日程表をご覧ください。

令和元年度末辞・退職者辞令交付式についてご説明申し上げます。

今年度は、定年退職が23名で、応募認定退職、早期退職などの勸奨退職が12名、そして自己都合で退職する者が11名、合計46名の教職員が退職いたします。このうち、定年退職の23名と応募認定退職の12名、計35名について、例年のように辞令交付式を行い、退職辞令の交付とともに県教委からの感謝状を贈呈することとなっております。

日時は3月31日火曜日の13時30分から、場所は市民文化センター2階の研修室1、2で実施いたします。

なお、この式には、教育委員さんの皆様の出席はございませんので、ご承知おきください。

続きまして、例年であればこの定例会において、その翌日の4月1日に実施する令和2年度県費負担教職員の辞令交付式についてご説明、ご案内をさせていただいておりますけれども、現在の新型コロナウイルス感染拡大防止を最優先に考えておりまして、出席者の数や式次第などについて検討しております。この度に限っては、できるだけ時間を短縮した形で実施する方向で今考えております。

日時と場所ですけれども、これは例年どおり4月1日水曜日10時から、市民文化センターの3、4階のアザレアホールにおいて実施し、辞令交付式には教育委員の皆様全員にご出席をいただいて、式の中でご紹介はさせていただくというふうに考えております。

このことについては、明後日19日の木曜日に発表が予定されている国の方針、あるいはそれを受けて、県が出してくると思うんですけど、通知等を踏まえまして、出席者数や次第等についても早急に決定して、皆様にはご連絡いたします。

令和元年度末の辞・退職者辞令交付式については以上でございます。

- 津森教育長：補足をいたしますと、今回異動者が非常に多くて、会場が人でいっぱいになるので、少し間隔を置こうとしたりすると、出席者を減らすか、構成を前半、

後半にするとかというように検討しておりますので、後日連絡させていただきます。時間と場所については例年どおりということで、ご参加のお願いをいたしたいと思えます。

このことについてはよろしいですか。

その他イ 次回教育委員会定例会の日程について

- 津森教育長：それでは、次回教育委員会定例会の日程についてでございますけど、次回は4月23日15時からで予定をさせていただいていたと思えますが、この日でよろしいでしょうか。
- 直井学校教育部長兼教育総務課長：5月も、原則どおり第4木曜日の28日にお願いしたいと思えます。
- 津森教育長：28日ですね。

委員の皆様よろしいでしょうか。

それでは、次々回、5月は28日木曜日15時、こちらの会議室ということで日程を組ませていただきます。

本日の報告第14号以外は全て終了しましたが、その他、事務局から何かございませうか。

委員の皆様もよろしいですか。

それでは、報告第14号につきましては非公開としておりますので、傍聴人の方は退出をお願いします。

学事課以外の職員の皆さんもご退席ください。

暫時休憩をいたします。

(休憩)

閉会 午後5時0分